

○ 国立大学法人山梨大学における公正研究責任者及び公正研究委員会に関する内規

制定 平成27年 3月27日

改正 平成28年 3月29日

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程第11条第2項に基づき、国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）における研究に関する不正行為の調査・判定等のため、公正研究責任者及び公正研究委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(公正研究責任者)

第2条 公正研究責任者は、理事（学術研究担当）をもって充てる。

2 公正研究責任者は、次条に規定する委員会の任務について総括する。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定に関する事項について審議を行なう。

2 前項に規定する不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定に係る手続きは、本学における研究に係る不正行為に対する措置に関する内規の定めるところによる。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 公正研究責任者
- (2) 理事(財務担当)
- (3) 教育研究評議会評議員のうち学長が指名した者
- (4) 学外の専門家（委員の半数以上）
- (5) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第3号及び第4号の委員は、学長が任命する。

3 前項第3号、第4号及び第5号の委員は、申立者及び調査対象者との直接の利害関係を有しないものでなければならない。）

(任期)

第5条 前条第2項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号の者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係学部等の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、公正研究責任者及び委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成27年3月27日から施行する。
- 2 国立大学法人山梨大学における公正研究責任者及び公正研究委員会に関する要項（平成19年10月24日制定）は廃止する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

<改正記録>

H28. 3.29 研究推進・社会連携機構細則の改正に伴う改正